

イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)利用条項



第1節 総則

イツコムコミュニケーションズ株式会社(以下「当社」といいます。))が提供する「イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)」と東急セキュリティ株式会社(以下「東急セキュリティ」といいます。))が提供する「東急スマートセキュリティ警備サービス(アパートメント)」をあわせて「東急スマートセキュリティ(アパートメント)」とします。

第1条 (利用条項の適用)

当社は、当社の定める「イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)利用条項(以下「本利用条項」といいます。))に基づき、次条(用語の定義)に定める利用者に対し、イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス(以下「本サービス」といいます。))を提供します。

第2条 (用語の定義)

本利用条項においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入契約	本サービスの提供を受けるための契約
警備サービス加入契約	東急セキュリティから東急スマートセキュリティ警備サービス(アパートメント)の提供を受けるために、東急スマートセキュリティ警備サービス(アパートメント)加入条項(以下「警備サービス加入条項」といいます。))による契約
利用契約	本サービスの利用を受けるための契約
警備サービス利用契約	東急セキュリティから東急スマートセキュリティ警備サービス(アパートメント)の提供を受けるために、東急スマートセキュリティ警備サービス(アパートメント)利用条項(以下「警備サービス利用条項」といいます。))による契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
加入者	当社と加入契約を締結している者
利用者	本件建物に居住し当社と利用契約を締結している者
世帯	居住または事業可能な最小の専有区分(入居の有無を問わないものとします。)
本件建物	当社と加入契約を締結しており、複数の世帯が居住する建物
工事費	利用者が利用する追加契約に伴う機器の設置工事に要する費用
料金等	本サービスに関し、加入者および利用者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
本アプリ	本サービスを利用する上で必要となる専用のアプリケーション
サーバ	端末装置に対して、保有している機能やデータを提供する機器
当社の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
ソフトウェア	当社の通信設備とデータ通信を行うなど、本アプリを利用する上で通信機器に必要なシステム
機器	本サービスの利用にあたって使用する、東急スマートセキュリティタッチスクリーン、関連端末および付属品の総称
関連端末	IPカメラ、家電コントローラー、スマートロック、センサー等、スマートライト、およびスマートスピーカー等のデバイスの総称
東急スマートセキュリティタッチスクリーン	当社の通信設備とデータ通信し、センサー等から発信される信号および非常ボタン等の操作による信号を受け、東急セキュリティへ通報、警備のセットとリセットの操作をする機器
IPカメラ	Wi-Fiを搭載したカメラ
ドア・窓センサー	扉や窓が開いたことを感知するセンサー
広域モーションセンサー	赤外線(熱)を広域に感知するセンサー
狭域モーションセンサー	赤外線(熱)を狭域に感知するセンサー
センサー等	本サービスを利用するために必要となるドア・窓センサー、広域モーションセンサー、狭域モーションセンサーの総称
家電コントローラー	赤外線リモコンで動作する家庭用エアコンと照明を操作する機器
スマートロック	遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより、電気的に施錠・解錠を可能にする機器
スマートライト	遠隔操作または電球上にあるボタンから電気的に点灯・消灯・調光を可能にする機器
スマートスピーカー	音声コマンドを用いて一部の関連端末を操作する機能を備えた機器
標準機器一式	機器のうち、加入するサービスプランに応じて当社が加入者に貸与する機器
警備機器	機器のうち、東急セキュリティに異常を通知するサービスに使用する東急スマートセキュリティタッチスクリーンとセンサー等の総称
セキュリティステッカー	東急セキュリティが加入者に貸与するステッカー
セキュリティ看板	東急セキュリティが加入者に貸与する看板
利用者端末	利用者が所有または管理するスマートフォン、タブレット等
映像データ等	IPカメラから撮影した画像、映像データ等
ID	利用者に付与される本サービスを利用するための各種識別番号
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第3条 (本サービスの内容)

本サービスは、本件建物における利用者の宅内に設置した警備機器により感知される異常について東急セキュリティに通知するサービスおよび本件建物における利用者の宅内に設置した機器を、インターネット回線を経由し、本アプリを利用して利用者端末から遠隔でコントロールできるホーム・コントロールおよびホーム・モニタリング型サービスです。

2. 本サービスは当社指定の東急スマートセキュリティタッチスクリーン(以下「タッチスクリーン」といいます。))の設置が必要となります。利用者は、タッチスクリーンに加え、関連端末を単独または組み合わせで利用することで以下のサービスを利用することができます。

- 警備通知
本件建物に設置された警備機器により感知される異常等について東急セキュリティに通知するサービスは、次の通りとします。
 - 非常通報通知サービス
利用者がタッチスクリーンの非常ボタンを押下すると、タッチスクリーンを通じて東急セキュリティへ異常を通知するサービス
 - 侵入異常通知サービス
対象物件への侵入をセンサー等が感知し、タッチスクリーンを通じて東急セキュリティへ異常を通知するサービス
- カメラリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したIPカメラの映像データ等の撮影および指定のあて先に映像データ等の送信を行うサービス
- センサーリモート
本アプリ上で指定した条件に基づき、宅内に設置したセンサー等の感知した情報を指定のあて先に送信を行うサービス
- 赤外線家電リモート

本アプリ上で指定した条件に基づき家庭用エアコンや照明の操作を家電コントローラーで行うサービス

- 電子錠リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき施錠や解錠の操作をスマートロックで行います。テンキーによるパスワード認証や非接触型ICメディアによる認証も可能となるサービス
- 電球リモート
本アプリ上で指定した条件に基づき点灯、消灯、調光の操作を行うサービス
- 音声家電リモート
赤外線家電リモート等、一部のホーム・コントロールの機能をスマートスピーカーで操作するサービス
- 本サービスは、当社指定の機器でのみ利用できるものとします。なお、侵入異常通知サービスを利用する場合は、タッチスクリーンのみの設置を行うことはできません。
- 赤外線家電リモートを利用する場合、以下の条件でサービスを提供します。
 - タッチスクリーン1台に対し、家電コントローラー1台の接続に限ります
 - 家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン、照明各1台の操作に限ります
 - 家電コントローラーの設置設定時に、株式会社グラモ提供の専用アプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち当社サポート対象となるのは設置設定時に使用する「外部接続連携操作」機能のみとなります
- 音声家電リモートを利用する場合、次の条件でサービスを提供します。
 - 家電コントローラー1台に対して、スマートスピーカー1台の貸与を受けることができます
 - スマートスピーカー設置設定時に、スマートスピーカーメーカーが提供するアプリケーションが必要となります。ただし、当該アプリケーションのうち、当社サポート対象となるのは当社より貸与するスマートスピーカーに限り、またその設置設定時に使用するホーム・コントロールに関わる機能のみとなります
- 電子錠リモートは、以下の操作で利用できるものとします。
 - 本アプリを利用した利用者端末またはスマートスピーカーでの遠隔操作、テンキーまたは非接触型ICメディアにより施錠や解錠ができます
 - オートロック機能により施錠ができます
- 対象物件の通信環境や利用環境により、関連端末とタッチスクリーンおよび当社の通信設備と接続が可能な台数は異なります
- 本サービスの利用の際に、当社または第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款(以下「その他の約款等」といいます。))がある場合は、利用者は、本利用条項に加えて当該その他の約款等に同意し、それらに従うものとします
- 東急セキュリティは、加入者に対し、セキュリティ看板およびセキュリティステッカーを貸与します。セキュリティ看板およびセキュリティステッカーは本件建物にのみ設置できるものとし、加入者および利用者がセキュリティ看板およびセキュリティステッカーをその他の物件または世帯に譲渡することはできません
- 加入者は、契約を解約または解除した場合、セキュリティ看板およびセキュリティステッカーをすみやかに東急セキュリティに返還するものとします。なお、加入者は、セキュリティ看板の撤去およびセキュリティステッカーを剥がしたことにより生じた傷について東急セキュリティが负责されることをあらかじめ承諾するものとします
- 利用者は東急セキュリティの警備員が本件建物に立ち入ることについて、あらかじめ本件建物所有者に必要な許可を得るものとします

第4条 (提供区域)

本サービスの提供区域は、当社と東急セキュリティが別途定める区域とします。

第5条 (申し込みの条件)

利用者は、本契約とあわせて、東急セキュリティが定める警備サービス利用条項に基づく警備サービス利用契約を締結することで、本サービスを利用することができます。

第2節 利用契約

第6条 (利用契約の単位と有効期間)

- 利用契約の締結は、世帯毎に行い、1世帯につき1契約までとします。
- 利用契約の有効期間は、契約成立日から12ヵ月とします。ただし、契約期間満了の1ヵ月前までに当社または利用者のいずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、12ヵ月間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条 (利用契約の申し込み)

- 申込者は、本利用条項を承認のうえ、当社所定の利用申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。
- 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
 - 利用を希望するサービス内容
 - その他必要事項
- 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
 - 申込者である個人が成年後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。

第8条 (申し込みの承諾)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。
- 申込者が本利用条項に違反するおそれがある場合
 - 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
 - 本サービスの提供が著しく困難である場合
 - その他、利用契約締結が不適当である、あるいは、東急セキュリティがその契約の申し込みを承諾しない場合
- 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第9条 (利用契約の成立と利用開始日)

- 利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。
- 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日、原則として当該契約成立日とします。
 - 利用契約の成立後、初めてタッチスクリーンが設置された日、を本サービスの利用開始日と定めます。

第10条 (利用の条件)

- 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット回線(本件建物にインターネットサービス設備がない場合)、通信機器、電源、ソフトウェア等(以下「設置環境」といいます。))を準備するものとします。
- 前項に定めるインターネット回線については、常時接続されていることを前提とします。なお、モバイル端末は利用できません。インターネット回線の障害または停電により、通信が切断されることでサービスが正常に利用できなくなる場合があります。
 - 利用者と本サービスを使用する者(以下「使用者」といいます。))が異なる場合は、利用者は使用者に必要な情報を提供するものとし、利用者は、利用契約の全責任を負います。

第11条 (本アプリの提供と管理)

- 当社は、利用契約に伴い、当社所定の方法にて本アプリを利用者へ提供します。
- 利用者は、映像データ等の閲覧その他、本サービスの利用にあたり、本アプリをダウンロード、インストールする必要があり、この媒体として、利用者端末を要するものとします。なお、当該利用者端末は、当社指定の推奨環境下でのみ利用できるものとします。
 - 本アプリは、インターネットに常時接続された環境下で利用するものとします。
 - 利用者は、当社が提供した本アプリその他のソフトウェアを善良なる管理者としての注意をもって適正に管理する責任を負い、第三者に貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。

第3節 契約事項の変更

第12条 (利用申込書記載事項の変更)

- 利用者は、利用申込書に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
- 利用者は、利用申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。
- スマートロックを設置している利用者は、非接触型ICメディアの追加購入を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 利用者は、利用者が関連端末を複数台利用している場合、毎月末日付にて、特定の関連端末のみ解約を請求することができます。この場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
- 当社は、第8条(申し込みの承諾)の規定に準じ、第1項から第4項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
- 本条に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第1項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第7項の場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
- 当社が特に認める場合に限り、利用者は、本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第13条 (名義変更および権利譲渡等)

- 利用者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社が特に変更を認める場合はこの限りではありません。
 - 利用者の改称
 - 承継
 - 譲渡
- 前項第2号または第3号の場合は、新加入者が旧加入者の未払い金の支払いについて承諾した場合には限るものとします。
- 前2項の規定により契約名義を変更しようとする利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。
- 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、利用者が負う一切の義務を承継するものとします。
- 利用者は、名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、買入れ、または貸与することはできません。

第14条 (設置場所の変更)

- 利用者は、機器の設置場所の変更を請求することができるものとします。機器の設置場所を変更する場合、利用者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。
- 利用者は、設置場所の変更先が、同一敷地内または同一建物内ではない場合、利用契約は解約となり、東急スマートセキュリティ 基本サービス契約約款に同意し、東急セキュリティが提供する東急スマートセキュリティ 警備サービスを利用契約を締結することにより継続して利用することができます。ただし、第34条(機器)第5項に定める通り、標準機器一式は当社に返還するものとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - 変更を希望する本件建物の所有者の承諾が得られていない場合
 - 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
- 利用者は、機器の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。ただし、IPカメラおよび家電コントロールの設置場所の変更については、自己の責任において利用者が行えるものとします。
- 当社が定めた要件を満たす利用者については、機器の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第15条 (利用者が行う本サービスの一時停止)

- 利用者は、本サービスの提供の一時停止を希望する場合には、対象物件へのリフォームや建替など、一時的に機器の設置を中断する必要があると当社が認めた場合に限りその期間を定め、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該一時停止希望日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様で、当社所定の書類に必要事項を記入して当社に提出するものとします。申し出た期間もしくは第3項に定める最長期間が満了した場合、本サービスの提供の一時停止は終了して、速やかに、本サービスの提供が再開されるものとします。なお、当社が特に認める場合を除き、本サービスの提供が再開された後12ヵ月以内に再度一時停止を申し出ることができないものとします。
- 当社は、第22条(利用者の支払い義務)の規定にかかわらず、一時停止をしている利用者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金等の支払い義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金等は、日割り計算による精算は行わないものとします。
- 第1項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長3ヵ月とします。
- 当社が定めた要件を満たす利用者については、第1項に定める一時停止手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第16条 (当社が行う本サービス提供の停止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
 - 加入契約または利用契約に定められた本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - 第39条(禁止事項)、第41条(機密保持)第1項の規定に違反した場合
 - その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断した場合
- 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該利用者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第17条 (当社が行う本サービス提供の休止)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することができます。
 - 当社の通信設備の保守作業または工事でやむを得ない場合
 - 当社の通信設備に障害が生じた場合
 - 天災地変等の不可抗力
- 当社は、前項の規定により本サービスの利用を休止する場合、可能な限り事前に、その理由、実施期間を、当社ホームページ上で掲載等、当社所定の方法により告知するものとします。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5節 利用契約の解除

第18条 (利用者が行う利用契約の解約)

- 利用者は、第6条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、希望日にて、利用契約を解約することができます。この場合には、当該利用者は当社所定の書類に必要事項を記入して、解約を希望する日の1ヵ月前までに当社に提出するものとします。
- 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。

- 当社が定めた要件を満たす利用者については、本条で定める解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。
- 東急セキュリティとの警備サービス利用契約が解約となった場合は、本利用契約もあわせて解約となるものとします。なお、その場合、東急セキュリティとの警備サービス利用契約の解約日を、第2項で定める利用終了日とします。

第19条 (当社が行う利用契約の解除)

- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条(利用契約の単位と有効期間)第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができます。
 - 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - 第10条(利用の条件)に定める設置環境が整っておらず、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合
 - 加入契約が解除または解約となった場合
 - その他当社、利用者のいずれの責に帰することのできない事由により、本サービスの提供が困難な場合
- 当社は、利用者が第16条(当社が行う本サービス提供の停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができます。
 - 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により利用者に対してその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 - 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの提供終了日と定めます。
 - 第1項第3号の規定において、加入契約が解除または解約となった後も、本サービスの継続を希望する利用者は、標準機器一式を当社に返還のうえ、東急スマートセキュリティ 基本サービス契約約款およびその他約款等に同意し、当該約款等に定める料金等を支払うことで第3条(本サービスの内容)第2項に定めるサービスと同等のサービス(以下「東急スマートセキュリティ 基本サービス」といいます。)を利用することができるものとします。
 - 第1項の規定にかかわらず、東急セキュリティとの警備サービス利用契約が解除となった場合は、本利用契約もあわせて解除となるものとします。なお、その場合、東急セキュリティとの警備サービス利用契約の解除日を、第3項に定める提供終了日とします。

第6節 IDおよびパスワード

第20条 (IDおよびパスワードの管理)

- 当社は、契約の成立に伴い、利用者によりIDを付与します。利用者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。
- 利用者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
- 利用者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により利用者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
- 利用者が第18条(利用者が行う利用契約の解約)の規定により利用契約を解約する場合は、IDまたは前条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が当社により解除された場合、利用契約の終了日または本サービスの提供終了日以降、当該利用者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第21条 (料金等)

- 料金等は、別表に定める通りとします。
- 利用者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上で掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第22条 (利用者の支払い義務)

- 利用者は、その契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、警備サービス利用条件の規定により、東急セキュリティより当社が譲り受けた債権(警備サービス利用条件の規定により支払いを要することになった料金等に関する債権)の額に相当する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 利用者は、第12条(利用申込書記載事項の変更)の規定により、契約内容が変更されたときは、変更後の契約内容に応じ、前条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。
- 料金等のうち、警備サービスを除く月額利用料の支払い義務は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)第3項に規定する利用開始日に発生するものとします。警備サービスの月額利用料の支払い義務は、警備サービス利用条件の規定により、東急セキュリティが発行する書面に記載された利用開始日に発生するものとします。
- 料金等のうち、ベネシックプランの場合は、警備サービスにかかる出勤料金の支払い義務は、当該警備サービスの利用開始日以降に利用者が東急セキュリティの警備員に出勤要請を行った時点で発生するものとします。フルプランの場合は、利用者が東急セキュリティに対して行った警備員の出勤について警備サービス利用条件に定められた事項に該当するときは、別途出勤料金を支払うものとします。なお、利用者の故意による出勤要請を行った場合も同様とします。
- 料金等のうち、販売価格の支払い義務は、第9条(利用契約の成立と利用開始日)に規定する利用開始日、あるいは第12条(利用申込書記載事項の変更)の規定により利用サービス内容および機器を変更、追加したときは、変更、追加後の利用開始日に発生するものとします。
- 料金等のうち、工事費の支払い義務は、第27条(機器の設置および費用負担)、第28条(機器の移設および費用負担)、あるいは第29条(機器の撤去および費用負担)に規定する機器の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
- 第16条(当社が行う本サービス提供の停止)の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
- 第17条(当社が行う本サービス提供の休止)の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続10日以上この状態が継続したときは、対象となる利用者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第23条 (料金等の利用明細等)

- 利用者は、利用明細等を専用WEBページで確認することができます。
- 利用者は、請求書の発行を希望する場合は別表の5.に定める請求書類発行手数料を支払うものとします。

第24条 (料金等の請求時期および支払期限等)

- 当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて利用者に対し料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
- 前項の規定により料金等の請求を受けた利用者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
- 利用者は、第1項の料金等について、当社の承諾を得たうえで、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。

第25条 (利用契約終了時に伴う料金等の精算方法)

- 第18条(利用者が行う利用契約の解約)第1項、第3項、第4項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項、第6項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は、第

18条(利用者が行う利用契約の解約)第2項に定める利用終了日、および第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第26条(遅延損害金)

利用者が料金等その他利用契約に基づく支払いを遅延した場合は、その遅延金額に対し年14.6% (年365日の日割り計算によります。)の割合による遅延損害金を、支払期限の翌日より完済に至るまで当社に支払うものとします。

第8節 機器

第27条(機器の設置および費用負担)

機器の設置工事は当社が行うものとし、標準機器一式の設置工事に要する費用は加入者が負担するものとします。なお、当該工事の保証期間は工事が完了した日より12ヵ月間とします。
2. 利用者は、利用者の各種変更の希望により設置工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第28条(機器の移設および費用負担)

当社が第14条(設置場所の変更)第1項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により機器を移設します。この場合、利用者は、当該移設に要する費用を負担するものとします。

第29条(機器の撤去および費用負担)

第18条(利用者が行う利用契約の解約)第1項、第3項、第4項および第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項、第2項、第6項の規定により利用契約が終了したときは、機器を撤去します。この場合、利用者は、当該撤去に要する費用を負担するものとします。
2. 第19条(当社が行う利用契約の解除)第1項第3号により加入契約が終了となった場合は、機器を撤去するものとし、標準機器一式の撤去に要する費用は加入者が負担するものとします。
3. 撤去に伴い、本件建物の復旧を要する場合、加入者または利用者はその復旧費用を負担するものとします。

第30条(責任事項)

当社は、当社の通信設備について維持管理責任を負います。なお、利用者は当社の通信設備の維持管理の必要上、第17条(当社が行う本サービス提供の休止)第1項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第31条(設置場所の無償使用)

当社は、機器を設置するために必要最小限において、本件建物を無償で使用できるものとします。
2. 利用者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第32条(便宜の供与)

利用者は、当社または当社の指定する業者が機器の検査、修復等を行うために、本件建物の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第33条(故障)

本サービスに異常が生じた場合、利用者は本件建物のインターネット回線設備に異常がないことを確認のうえ、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社の通信設備を調査し、適切な措置を講じます。ただし、本件建物のインターネット回線設備に起因する異常については、この限りではありません。
2. 前項の調査の結果、異常、故障が利用者の責に帰すべき事由によるものであった場合、または当社の通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は利用者が負担するものとします。

第34条(機器)

利用者は、利用者の居住する本件建物のサービスプランに応じて、別表に定める標準機器一式を利用することができるものとします。
2. フルプランに居住する利用者は、標準機器一式として利用するセンサー等を警備機器として使用するものとします。
3. 利用者は、別表に定める標準機器一式に加え、別表に定めるレンタル料または販売価格ならびに工事費を支払うことで関連端末を追加して利用することができるものとします。ただし、追加して利用する機器のうちスマートライト以外の関連端末は、貸与による利用のみとなり購入することはできません。
4. 利用者が当社より購入した非接触型ICメディアおよびスマートライトの所有権は、第22条(利用者の支払い義務)に定める料金等の支払が完了されたときに、利用者に移転するものとします。
5. 第2項および第3項において当社より貸与を受けた利用者は、第18条(利用者が行う利用契約の解約)第2項に定める利用終了日、第19条(当社が行う利用契約の解除)第4項に定める提供終了日、および第12条(利用申込書記載事項の変更)第6項に定める契約変更日に、すみやかに当社に機器を返還するものとします。なお、利用者が故意または過失により機器を破損もしくは紛失、または返還しない場合、利用者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
6. 第1項および第3項において利用者は特定の関連端末のみの解約を行う場合、第12条(利用申込書記載事項の変更)または第18条(利用者が行う利用契約の解約)に規定する当社への申告をせず利用者自身で特定の関連端末の取り外しを行った場合は、料金等の支払い義務は継続して発生するものとします。
7. 利用者は、当社が必要に応じて行う機器のパージアップ作業の実施に同意するものとします。
8. 利用者は、当社が提供する機器以外の機器を使用して本サービスを利用することはできません。なお、譲渡された機器について当社は一切保証しないものとします。
9. 第1項の規定にかかわらず、家電コントローラー以外の関連端末については当社から貸与を受けず利用者自身が用意した関連端末を利用することができます。ただし、利用者が用意した関連端末について当社は一切保証しないものとします。

第35条(警備機器の維持管理)

利用者は、警備機器を善良なる管理者の注意を持って取り扱い、当社が指定する方法にて維持管理のため日常点検を行うものとします。

第36条(機器および警備機器の故障・修理・交換)

当社より貸与を受けた機器に故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、利用者は機器を本来の用法に従って使用するものとします。また、当社が認める場合を除き、利用者は機器の交換を請求できません。
2. 前項の規定にかかわらず、警備機器については、利用者は、警備機器の故障または異常が生じた場合、直ちに当社に点検を要請するものとします。
3. 当社が点検を実施した結果、経年劣化等によって基本サービスの提供に必要な機能を有していないと当社が判断した場合は、その一部または全部の修理、交換が必要となります。なお、当社が認める場合を除き、利用者は警備機器の交換を請求できません。
4. 前2項に定める点検、修理または交換等の一切の措置は当社が実施するものとし、また、その措置に要する費用は当社が負担するものとします。
5. 前項の規定にかかわらず、利用者が警備機器を本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。

第9節 オプションサービス

第37条(鍵預かりサービスおよび侵入異常対応サービス)

ベーシックプランに居住する利用者は、別表に定める鍵預かりサービスもしくは侵入異常対応サービスのオプションサービスに申し込むことができます。

第10節 雑則

第38条(利用者の義務)

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。
(1) 利用者がネットワーク(国内外)を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
(2) 利用者は、当社のサーバ内に保管された利用者のデータおよび本アプリ内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは利用者の責任において行うこと
(3) 利用者は、本アプリおよび本サービスで提供するソフトウェアは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

第39条(禁止事項)

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。
(1) 機器および施設の改変行為
① 機器を譲渡、買入れする行為、当社から貸与した機器を転貸する行為。またはそのおそれのある行為
② 機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
③ 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
(2) 当社の承諾のないサービスの利用行為
① 本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
② ID、パスワードおよび加入者回線番号を不正使用する行為
③ 本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為
(3) 本アプリおよびデータの不正使用
① 本アプリを改変し、またはハースエンジニアリング(主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形式に変換することを指します。)、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
② 本アプリの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
③ 本アプリの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
(4) 違法・有害情報に関する行為
① 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
② 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
③ 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
④ 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に関与し、もしくは結びつくおそれのある行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
⑦ 販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
⑧ 貸付業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
⑨ 無関連鎖講(ネズミ講)を開鎖し、またはこれを勧誘する行為
⑩ 当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
⑪ 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
⑫ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
⑬ 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に迷惑を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
⑭ 第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑮ 本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
⑯ 違法な賭博・ギャンブルを行わね、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
⑰ 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請け負い、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含みます。)する行為
⑱ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
⑲ 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
⑳ この行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
㉑ 犯罪や違法行為に関与し、またはそのおそれのある情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載せざることを助長する行為
㉒ その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
(5) その他
① 火災や事故等の危険な事象を引き起こすおそれのある行為
② その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不適当と判断する行為
③ その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第40条(損害賠償の免責および特約事項)

当社が、第16条(当社が行う本サービス提供の停止)、第17条(当社が行う本サービス提供の休止)、第44条(本サービスの廃止)の規定により、本サービスの提供を停止、休止、廃止したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 利用者が、第38条(利用者の義務)に規定する行為を怠ったことに起因し、本サービスに停止が発生したことによって、利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 第13条(名義変更および権利譲渡等)の規定により、名義変更を行ったことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 利用者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、東急セキュリティおよびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
5. ID、パスワードおよびスマートロック等の管理不十分や使用の過誤により利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
6. 利用者が、第38条(利用者の義務)、前条(禁止事項)および次条(機密保持)第1項について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
7. 第18条(利用者が行う利用契約の解約)および第19条(当社が行う利用契約の解除)の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は、当該利用者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第42条(個人情報)の規定を遵守した上で、利用者の使用する関連端末と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、利用者の本サービスの利用状況や機器の条件設定履歴等のログ情報、映像データ等を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該利用者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
(1) 本サービスの運用・管理
(2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧

(3) 本サービスの利便性の向上

(4) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発

10. 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
11. 当社は、当社のサーバに保管する利用者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除または利用者による当該データ削除に起因して利用者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
12. 当社は利用者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。
13. 利用者は、天災地変、またはその他の非常事態の際に第36条（機器および警備機器の故障・修理・交換）に規定する当社が定める必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
14. 設置環境については、利用者が自己の責任により確保するものとします。なお、利用者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生すること、または継続的に提供されない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
15. 本サービスは、設置環境によって誤検知または非検知となる場合を含め、正確性、有用性、確実性および完全性を保証するものではありません。
16. 当社は、本サービスに係る工事完了の確認、障害時の対処その他緊急事態の場合にのみ利用者の承諾のもと、映像データ等の閲覧等を行うものとします。なお、当該行為にかかる責任は全て利用者が負うものであり、その後当社に対して一切の異議を唱えないことを、あらかじめ承諾するものとします。
17. 当社は、本条の規定に起因し、利用者に何等かの損害、損失、不利益等が発生したとしても責任を負いません。
18. 加入者および利用者によりインターネット回線が遮断（ルータの電源を切るまたはケーブルを抜くなどの行為等）されたことに起因して本サービスが利用できないことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
19. 利用者は、当社が必要に応じて行うタッチスクリーンのソフトウェアアップデート作業時には、サービスの提供を休止することがあることをあらかじめ同意するものとします。
20. 加入者および利用者が、自らがタッチスクリーンおよびセンサー等の電源を切るまたは電池の取り外したことに起因し、本サービスが利用できないことによって損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
21. タッチスクリーンは、当社が認めた設置場所以外での利用はできません。加入者および利用者が、自らがタッチスクリーンの設置場所を変更したことに起因し、本サービスが利用できないことによって損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
22. 加入者および利用者が、第35条（警備機器の維持管理）および第36条（機器および警備機器の故障・修理・交換）に定める点検を実施しないことに起因し、本サービスが利用できないことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第41条（機密保持）

- 利用者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
 4. 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な利用者の機密情報を提供することがあります。

第42条（個人情報）

- 当社は、利用者の個人情報を別途当社が定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を当社が定める利用目的以外に利用しないものと、利用者の同意なしに第三者に開示または提供しないものとします。
 3. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜査・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
 4. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、個人情報の照会に応じることができるものとします。

第43条（利用条項の変更）

当社は、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法で利用者に告知することにより、サービス内容等を変更することができるものとします。その場合の提供条件は、変更後の本利用条項によります。

第44条（本サービスの廃止）

- 当社は、当社の都合により本サービスを廃止する場合があります。この場合、利用契約は、廃止と同時に終了するものとし、当該廃止の日をもって本サービスの提供終了日とします。
2. 当社は、前項の場合には、本サービスを廃止する日の3カ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社が定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

第45条（国内法への準拠）

利用契約は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第46条（定めなき事項）

利用契約に定めなき事項が生じた場合は、当社および利用者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議のうえ、解決に当たるものとします。

本利用条項に関する付則

- (1) 当社は特に必要があるときには、本利用条項に特約を付することができるものとします。
- (2) 本利用条項は、2018年6月1日より施行します。

イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)利用条項



別表(本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。)

1. 各サービスプランの利用料金

○ベーシックプラン

(1) 基本利用料

	内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)		月額利用料
		1台目	2台目以降	
基本利用料	・基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)	・タッチスクリーン1台		0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	200円/台(*5)		
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*1) タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料で追加貸与します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の方は継続して利用することができます。
 (*5) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(3) 出動料金

ベーシックプランにて警備員が出動した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

(4) オプションサービス

ベーシックプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内入室し異常の有無を確認します。	500円
侵入異常対応サービス	・センサー等2台が含まれます。 ・侵入異常対応サービスと鍵預かりサービス(任意)を利用することができます。	1,500円

○ベーシック×IPカメラプラン

(1) 基本利用料

	内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)		月額利用料
		1台目	2台目以降	
基本利用料	・基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・センサー等1台 ・IPカメラ1台	・タッチスクリーン1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*1)	0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	0円/台	500円/台	
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	0円/台	200円/台(*5)	
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	700円/台		
スマートライト	100円/個		

- (*1) タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティ

ティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料で追加貸与します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の方は継続して利用することができます。
 (*5) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(3) 出動料金

ベーシックプランにて警備員が出動した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

(4) オプションサービス

ベーシックプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内入室し異常の有無を確認します。	500円
侵入異常対応サービス	・センサー等2台が含まれます。 ・侵入異常対応サービスと鍵預かりサービス(任意)を利用することができます。	1,500円

○ベーシック×スマートロックプラン

(1) 基本利用料

	内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)		月額利用料
		1台目	2台目以降	
基本利用料	・基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*1)		0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

(*1) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー			
広域モーションセンサー	200円/台(*5)		
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*1) タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料で追加貸与します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の方は継続して利用することができます。
 (*5) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を1台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(3) 出動料金

ベーシックプランにて警備員が出動した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

(4) オプションサービス

ベーシックプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内入室し異常の有無を確認します。	500円

イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)利用条項



侵入異常対応サービス	を確認します。 ・センサー等2台が含まれます。 ・侵入異常対応サービスと鍵預かりサービス(任意)を利用することができます。	1,500円
------------	---	--------

○ベシック×IPカメラ×スマートロックプラン

(1) 基本利用料

内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	月額利用料
基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・IPカメラ1台 ・センサー等1台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*1) ※センサー等はカメラリモート用センサーとして使用(オプションサービス「侵入異常対応サービス」追加時は、警備機器として転用可能。)	0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

(*1)東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	0円/台	500円/台	
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(*5)	
広域モーションセンサー			
狭域モーションセンサー			
家電コンローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコンローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

(*1)タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コンローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2)家電コンローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3)スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料にて追加貸与します。

(*4)新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

(*5)別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を2台目として0円で利用することができますものとしします。
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	200円/台(*5)
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	500円/台
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

(3) 出動料金

ベシックプランにて警備員が出動した場合の利用者が負担する料金は以下の通りとします。

出動料金	5,000円/回
------	----------

(4) オプションサービス

ベシックプランにて、オプションサービスを利用する場合の月額利用料は以下の通りとします。

オプションサービス	サービス内容	月額利用料
鍵預かりサービス	・東急セキュリティへ鍵を預託することで、警備員が出動時に預託した鍵を使用して宅内に入室し異常の有無を確認します。	500円
侵入異常対応サービス	・センサー等2台が含まれます。 ・侵入異常対応サービスと鍵預かりサービス(任意)を利用することができます。	1,500円

○フルプラン

(1) 基本利用料

内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	月額利用料
基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・センサー等2台 ※センサー等は警備機器として使用	0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

※侵入異常対応サービスには、鍵預かりサービス(任意)に関する料金と出動料金が含まれます。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料		
	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(*5)	
広域モーションセンサー			

狭域モーションセンサー	
家電コンローラー(*1)(*4)	700円/台
スマートコンローラー(*2)	700円/セット
スマートロック(*3)	700円/台
スマートライト	100円/個

(*1)タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コンローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2)家電コンローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3)スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料にて追加貸与します。

(*4)新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

(*5)別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができますものとしします。
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	200円/台(*5)
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	500円/台
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

○フル×IPカメラプラン

(1) 基本利用料

内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	月額利用料
基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・IPカメラ1台 ・センサー等3台 ※センサー等のうち1台はカメラリモート用センサーとして使用。(警備機器としても転用可能)	0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

※侵入異常対応サービスには、鍵預かりサービス(任意)に関する料金と出動料金が含まれます。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料			
	1台目	2台目	3台目	4台目以降
IPカメラ	0円/台	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台	200円/台(*5)		
広域モーションセンサー				
狭域モーションセンサー				
家電コンローラー(*1)(*4)	700円/台			
スマートコンローラー(*2)	700円/セット			
スマートロック(*3)	700円/台			
スマートライト	100円/個			

(*1)タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コンローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。

(*2)家電コンローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。

(*3)スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料にて追加貸与します。

(*4)新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。

(*5)別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアpartment利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を4台目として0円で利用することができますものとしします。
・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	200円/台(*5)
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	500円/台
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

○フル×スマートロックプラン

(1) 基本利用料

内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	月額利用料
基本サービス ・警備サービス(非常通報対応サービス/侵入異常対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・センサー等2台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア(カードキー)3枚(*1) ※センサー等は警備機器として使用	0円

※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。

※侵入異常対応サービスには、鍵預かりサービス(任意)に関する料金と出動料金が含まれます。

(*1)東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。

(2) 関連端末月額レンタル料

関連端末	月額利用料
IPカメラ	500円/台

イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)利用条項



	1台目	2台目	3台目以降
IPカメラ	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台		
広域モーションセンサー			200円/台(*5)
狭域モーションセンサー			
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台		
スマートコントローラー(*2)	700円/セット		
スマートロック(*3)	0円/台	700円/台	
スマートライト	100円/個		

- (*)1) タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料にて追加貸与します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*5) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を3台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

○フル×IPカメラ×スマートロックプラン

(1) 基本利用料

内容	標準機器一式/世帯 (加入者へ貸与)	月額利用料
・基本サービス ・警備サービス(非常通報 対応サービス/侵入異常 対応サービス)	・タッチスクリーン1台 ・IPカメラ1台 ・センサー等3台 ・スマートロック1台 ・非接触型ICメディア (カードキー)3枚(*1) ※センサー等のうち1台は カメラリモート用センサ ーとして使用(警備機器 として転用可能)	0円

- ※タッチスクリーンは1世帯につき1台の契約に限ります。
 ※侵入異常対応サービスには、鍵預かりサービス(任意)に関する料金と出動料金が含まれます。
 (*1) 東急セキュリティへの鍵の預託を行う場合は、追加で2枚貸与します。

(2) 関連端末月額レンタル料

	月額利用料			
	1台目	2台目	3台目	4台目以降
IPカメラ	0円/台	500円/台		
ドア・窓センサー	0円/台			
広域モーションセンサー				200円/台(*5)
狭域モーションセンサー				
家電コントローラー(*1)(*4)	700円/台			
スマートコントローラー(*2)	700円/セット			
スマートロック(*3)	700円/台			
スマートライト	100円/個			

- (*)1) タッチスクリーン1台に対して1台の接続に限ります。また、家電コントローラー1台に対して、原則家庭用エアコン・照明各1台の操作に限ります。
 (*2) 家電コントローラー1台とスマートスピーカー1台のセットです。
 (*3) スマートロック1台に対して非接触型ICメディアのカードキー3枚が付属します。東急セキュリティへ預託する鍵としてスマートロックの非接触型ICメディア(カードキー)を利用する場合は、非接触型ICメディア(カードキー)2枚を無料にて追加貸与します。
 (*4) 新規申込の受付は終了しています。現在ご利用中の場合は継続して利用することができます。
 (*5) 別に定める「イツコムひかり アpartment利用条項」または「イツコムアパートメント利用条項」の利用契約を締結した利用者が、以下の対象サービスプランに応じてセンサー等1台を利用する場合、このセンサー等を4台目として0円で利用することができるものとします。
 ・イツコムひかり アpartment

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(300M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	

・イツコムアパートメント

対象サービスプラン	
TV(Hit Pot) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(Hit Pot) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(160M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(8M) & IH(センサー)プラン	
TV(STB) & NET(1M) & IH(センサー)プラン	

2. 販売価格

(1) スマートライト

利用者がスマートライトを購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

スマートライト	3,600円/個
---------	----------

(2) 非接触型ICメディア

スマートロックを設置している利用者が非接触型ICメディアを購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

カードキー	1,000円/枚
-------	----------

- (3) 各種センサー用電池
 センサー等を設置している利用者が各種センサー用電池を購入する場合の販売価格は以下の通りとします。

各種センサー用電池	600円/個
-----------	--------

(4) SDカード

IPカメラを設置している利用者がSDカードを購入場合の販売価格は以下の通りとします。

SDカード	4,500円/枚
-------	----------

3. 工事費

別途見積り

4. 機器損害金

品名	機器損害金(課税対象外)
タッチスクリーン	40,000円/台
IPカメラ	20,000円/台
ドア・窓センサー	6,000円/台
広域モーションセンサー	6,000円/台
狭域モーションセンサー	6,000円/台
家電コントローラー	25,000円/台
スマートスピーカー	12,000円/台
スマートロック	35,000円/台
スマートライト	2,600円/個

5. 請求書類発行手数料

請求書	200円/通
-----	--------

●クレジットカード支払いに関する特約

- 利用者は、利用者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金を支払うものとします。
- 利用者は、利用者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金を支払うものとします。また、利用者が指定したクレジットカード会社の指示により、利用者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、利用者は、当該請求に基づき支払うものとします。
- 利用者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、利用者は滞りなく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、利用者は、利用者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 当社は、利用者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、利用者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または利用者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

●他の事業者が提供するサービスとの連携に関する特約

- 利用者は、本特約に同意し、当社所定の手続きをとることにより、当社および当社の提携事業者が連携する他の事業者(以下「連携事業者」といいます。)が提供する会員制サービス(以下「連携事業者サービス」といいます。)において当該利用者に付与されたID、パスワード等(以下「ID等」といいます。)を使用して、連携事業者サービスから本アプリにログインし、本サービスを利用することができます。(以下「連携サービス」といいます。)ただし、利用者は、本サービスの機能の中で一部利用できない機能があることあらかじめ同意するものとします。
- 利用者は、連携サービスを利用する場合、本特約とは別に、連携事業者サービスにかかる利用規約等に従うものとします。
- 当社は、当社の提携事業者または連携事業者のサービスの正確性、有用性、確実性および完全性については、一切保証しないものとします。
- 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部が停止・中断・終了等により提供できない場合、利用者は、連携サービスを利用できないことあらかじめ同意するものとします。
- 当社の提携事業者または連携事業者のサービスの全部または一部の変更・停止・中断・終了等により、利用者に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 利用者のID等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等の事由により、利用者または第三者に損害が生じた場合、利用者がその一切の責任を負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。また、かかる事由により、当社に損害が生じた場合、利用者はその一切の責任を負い、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
- 利用者は、自己の責任において連携サービスを利用するものとし、当該サービスを利用したことにより生じた損害、提携事業者、連携事業者その他第三者との間に生じたトラブルその他当該サービスにかかる一切の事項について、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 本特約に定めのない事項は、本利用条項の定めによるものとします。

●加入者がサービスプラン変更を請求した場合の利用契約に関する特約

- 契約手続きの特約
 加入者が、イツコムアパートメント(東急スマートセキュリティ 基本サービス)加入条項第10条(加入申込書記載事項の変更)第2項の規定によりサービスプランの変更を請求した場合、加入者と当社との間で協議のうえ、利用者の利用契約移行日(以下「移行日」といいます。)を定めるものとし、移行日以降も利用契約の変更手続きが完了しない利用者に対しては、最長3ヵ月までは変更前のサービスプランのサービス提供が継続されるものとします。
- 利用契約の特約
 当社は、加入者に代わって、利用者にサービス内容の変更の通知をします。利用者は当社に対して、加入者の契約日より移行日の間に、利用契約の変更を請求する必要があります。ただし、利用者が移行日から3ヵ月が経過したのちも利用契約の変更を請求しない場合、当社は、当該利用契約を解除します。その場合において、利用者より機器の返還がなされないときは、機器損害金の請求を行うものとします。